この場合において、同法第八十一条の九第一項の規定及び同法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額（同法第五十九条第二項に係る部分に限る。）を計算する場合の法人税法施行令第百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第八十一条の九第一項第一号イ中「）の規定」とあるのは「）並びに租税特別措置法第六十八条の六十五第一項（農用地等を取得した場合の課税の特例）の規定」と、同号ロ中「第六十二条の五第五項」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに租税特別措置法第六十八条の六十五第一項」と、同令第百五十五条の二第一項第二号中「譲渡）」とあるのは「譲渡）並びに租税特別措置法第六十八条の六十五第一項（農用地等を取得した場合の課税の特例）」と、「）の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の六十五第一項）の規定」とする。

第三十九条の百六第三項中「下欄」の下に「に規定する政令で定める施設は、事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設（福利厚生施設に該当するものを除く。）とし、同欄に規定する政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる手続その他の行為が進行中であることにつき財務省令で定める書類により明らかにされた事情とし、同欄」を、「機関車」の下に「（専ら車両の入換えを行うために使用されるものを除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　都市計画法第二十九条第一項又は第二項の規定による許可の手続

二　建築基準法第六条第一項に規定する確認の手続

三　文化財保護法第九十三条第二項に規定する発掘調査

四　建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続（建物又は構築物の敷地の用に供されていないことが当該手続を理由とするものであることにつき国土交通大臣が証明したものに限る。）

第三十九条の百六第三十六項及び第三十七項中「区分し」を「区分をし」に改める。

第三十九条の百十二第十三項第一号中「及び」を「、第三十九条の百十三の二第四項第二号及び第四号並びに」に改める。

第三章第二十六節の節名を次のように改める。

第二十六節　連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例

第三十九条の百十三の見出しを削り、同条第一項第一号中「第六十八条の八十九第四項第一号」を「第六十八条の八十九第五項第一号」に、「第十四項各号」を「第十五項各号」に、「第十三項第二号」を「第十四項第二号」に、「第六十八条の八十九第四項第九号」を「第六十八条の八十九第五項第九号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の八十九第四項第四号」を「第六十八条の八十九第五項第四号」に改め、同号ハ中「第六十八条の八十九第四項第六号」を「第六十八条の八十九第五項第六号」に改め、同項第二号イ中「第六十八条の八十九第四項第三号」を「第六十八条の八十九第五項第三号」に改め、同条第二項中「同条第四項第七号」を「同条第五項第七号」に、「第六十八条の八十九第四項第一号」を「第六十八条の八十九第五項第一号」に、「同条第四項第一号」を「同条第五項第一号」に改め、同条第五項中「第六十八条の八十九第四項第八号」を「第六十八条の八十九第五項第八号」に改め、同条第九項中「同条第四項第八号」を「同条第五項第八号」に、「同条第四項第五号」を「同条第五項第五号」に改め、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第三十九条の十三第二十二項」を「第三十九条の十三第二十三項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第六十八条の八十九第四項第七号」を「第六十八条の八十九第五項第七号」に、「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項第一号中「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第六十八条の八十九第四項第六号」を「第六十八条の八十九第五項第六号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第六十八条の八十九第四項第五号」を「第六十八条の八十九第五項第五号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第六十八条の八十九第四項第四号」を「第六十八条の八十九第五項第四号」に、「第十三項各号」を「第十四項各号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第六十八条の八十九第四項第三号」を「第六十八条の八十九第五項第三号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第六十八条の八十九第四項第二号」を「第六十八条の八十九第五項第二号」に改め、同項第三号中「第六十六条の五第四項第八号」を「第六十六条の五第五項第八号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六十八条の八十九第四項第一号」を「第六十八条の八十九第五項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　法第六十八条の八十九第四項に規定する同条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、第一項各号に定める金額（第二項又は第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えて適用する第一項各号に定める金額）とする。

第三章第二十六節中第三十九条の百十三の前に次の款名を付する。

第一款　連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

第三章第二十六節に次の一款を加える。

第二款　連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例

（連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入）

第三十九条の百十三の二　法第六十八条の八十九の二第一項に規定する政令で定める金額は、法第六十八条の四十一第五項及び第六項、第六十八条の五十七第一項、第六十八条の六十二第一項及び第二項、第六十八条の六十二の二第一項及び第五項、第六十八条の六十三第一項、第六十八条の六十三の二第一項及び第四項、第六十八条の六十三の三第一項及び第四項、第六十八条の六十五第一項、第六十八条の八十九第一項、第六十八条の八十九の二第一項、第六十八条の八十九の三第一項及び第二項、第六十八条の九十一第三項、第六十八条の九十三の三第三項、第六十八条の百五の二第一項及び第二項並びに第六十八条の百五の三第一項及び第二項並びに法人税法第八十一条の四（配当等の額（同条第一項に規定する配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の計算期間を通じて当該連結法人との間に連結完全支配関係があつた他の内国法人から受ける配当等の額として財務省令で定めるものに適用される場合を除く。）、第八十一条の七第一項、第八十一条の八第一項並びに第八十一条の九第一項及び第四項並びに同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第二十三条の二、第三十三条第二項（法人税法施行令第六十八条第一項各号に掲げる資産につき当該各号に定める事実が生じたものに適用される場合に限る。）、第五十九条第一項から第三項まで及び第六十二条の五第五項の規定を適用せず、かつ、当該連結事業年度において支出した寄附金の全額を損金の額に算入して計算した場合の当該連結事業年度の連結所得の金額に、当該連結事業年度の法第六十八条の八十九の二第一項に規定する関連者純支払利子等の額、減価償却資産に係る償却費の額（損金経理（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。）の方法又は当該連結事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額及び金銭債権の貸倒れによる損失の額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を加算した金額から法第六十八条の八十九の二第八項又は第六十八条の八十九の三第二項の規定の適用に係る法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等に係る同項に規定する個別課税対象金額若しくは同条第四項に規定する個別部分課税対象金額又は法第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国法人に係る同項に規定する個別課税対象金額若しくは同条第四項に規定する個別部分課税対象金額を控除した金額とする。

2　法第六十八条の八十九の二第二項に規定する支払う負債の利子に準ずるものとして政令で定めるものは、支払う手形の割引料、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡しを受けたことにより支払うべき対価の額（千万円に満たないものを除く。）のうちに含まれる利息に相当する金額、法人税法施行令第百三十六条の二第一項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が支払う利子に準ずるものとする。